

令和3年度 国際機関等への拠出金に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金	
2 拠出先の名称	
ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)	
3 拠出先の概要	
2015 年5月、ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD) がホストする形で、クラスター弾に関する条約履行支援ユニット (Implementation Support Unit: ISU) が設立された。ISU は、クラスター弾の廃絶を目指して作成されたクラスター弾に関する条約の事務局機能を担い、同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的、間接的な支援を提供することを目的としている。2021 年4月時点での本条約の加盟国・地域数は 110。	
4 (1) 本件拠出の概要	
クラスター弾に関する条約は、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、保有及び移譲等を全面的に禁止するほか、貯蔵されているクラスター弾の廃棄、クラスター弾による不発弾汚染地域における不発弾の除去等を締約国に義務付け、また被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで、クラスター弾によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。ISU は、締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるための様々な条約履行促進関連業務を担う。 日本を含む締約国等からの拠出金はクラスター弾に関する条約の年次会合の決定に基づき ISU の活動経費に充てられており、本件拠出金は、ISU の人件費、旅費等に充てられる。ISU への支援を通じ、条約の効果的な運営を確保し、クラスター弾のない世界の実現に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 770 千円	
2020 年の ISU 予算全額 (485,295 スイスフラン) に対する拠出率は 1.45%。	
令和3年度当初予算額 752 千円	
2021 年の ISU 予算全額 (469,686 スイスフラン) に対する拠出率は 1.42%。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
軍縮不拡散・科学部 通常兵器室、軍縮会議日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件抛出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件抛出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組」、「測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組」の下に設定された中期目標「通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 193～195 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1)の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
ISU はクラスター弾に関する条約の運営に不可欠の役割を果たしている。そのため、本件抛出は、クラスター弾問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な運用の確保につながり、軍縮・不拡散の促進に資するものである。日本は、国際的なクラスター弾不発弾問題への対応を、軍縮・人道・開発の分野に跨がる重要な政策課題として位置づけている。条約の目的を達成するために本件経費を抛出することは、政府の積極的平和主義の観点からも有効な政策である。 日本が ISU を支えることは、クラスター弾問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すことにも繋がる。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
クラスター弾に関する条約関連会合は、全ての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGO を含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に参加するすべての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件抛出に関連する年次予算案、財政モデル、事務局長人事を始めとする ISU の運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。日本は締約国として、すべての関連会合に参加し、同 ISU 関連の事項も含め、締約国会議又は検討会議での意思決定プロセスに参加している。 ISU のマンデートや所掌業務については、締約国会議及び検討会議で議論・決定されることから、日本も会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加している。また、会議の場以外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や、その他条約の履行や運営に関する取組について、非公式の意見交換を個別に行っている。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による抛出先への関与及び同関係者にとっての本件抛出の有用性・重要性
日本の NGO もメンバーとなっているクラスター兵器連合(CMC)は毎年会合に参加しており、直近の第9回締約国会議(2019 年9月)でも各議題においてステートメントを発表するなど積極的に参加している。なお、市民団体は、規定された手続を経れば会議期間中にサイドイベントを開催することも可能であり、組織の取組を紹介するなど、アピールすることもできる。
1-5 1-1 (1)外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括
日本は対人地雷・不発弾対策支援における世界のトップドナーの一つであり、クラスター弾のない世界の実現に向けた取組を推進している。本件抛出を通じて、クラスター弾に関する条約の事務局たるISUの機能を強化し、その取組を支援することは、同条約の効果的な履行に結びついており、日本の掲げるクラスター弾対策の推進に相応の貢献をしていると評価することができる。

評価基準2 国際機関等抛出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標 クラスター弾に関する条約自体は、直近の検討会議である第1回検討会議(2015 年)で採択された成果文書である「ドゥブロヴニク行動計画」が次回の第2回検討会議(2021 年開催予定(※当初 2020 年中の開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されたもの。))までの活動指針となっている。同計画には、貯蔵クラスター弾の廃棄、不発弾除去、被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき具体的行動が記載されている。締約国は同計画に従って条約の履行に取り組み、毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっている。 また、第1回検討会議では、締約国のコミットメント(取組の誓約)を謳う政治宣言である「ドゥブロヴニク宣言」も採択された。同宣言は、条約締約国だけでなく、クラスター弾分野に関わる国際機関や NGO にとっての活動指針となっている。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果 条約事務局として、検討会議(準備会合含む)、締約国会議、政府専門家会合を開催する。締約国会議では毎回最終報告書が採択されるほか、2015 年に開催された第1回検討会議では「ドゥブロヴニク行動計画」が採択され、締約国に対し具体的な行動指針を示し、各締約国は同指針に沿って行動して進捗状況を締約国会議最終報告書にて記載し、採択される等、締約国は、目標とした成果の実現に取り組んでおり、ISU はそれに向けた支援を行っている。なお、第2回検討会議は 2020 年に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により未だ開催できておらず、各国はオンラインやハイブリット形式での会合の実施により、同検討会議開催に向けた議論を継続している。 ISU は、クラスター弾に関する条約の締約国会議、検討会議での議論やその他の活動について、公式ホームページを通じて積極的に対外発信を行っている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント(声明)や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。 クラスター弾に関する条約は、クラスター弾対策分野に携わる他の国際機関(国連地雷対策サービス部(UNMAS)、国連軍縮部(UNODA)、赤十字国際委員会(ICRC)、GICHD 等)のほか、クラスター弾に関する条約の交渉過程(オタワ・プロセス)を主導したクラスター兵器連合(CMC)等の国際 NGO、NPO を含む市民団体に対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISU は、これらの機関の代表者がクラスター弾に関する条約の関連会議に参加できるよう、ロジスティックな支援を提供している。 ISU は、ホスト協定を結んでいる GICHD とは、条約の効率的な運用や、ISU の体制に関する情報共有や意見交換を日常的に行っている。 特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約(1983 年発効)の ISU 及び対人地雷禁止条約(1999 年発効)の ISU とは、効率的な条約運営のための知見の情報交換や、費用対効果の向上のために連携しており、シナジー(相乗)効果を追求している。2017 年には、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約それぞれの締約国会議で、関連条約間の ISU の連携に関する議論が行われ、ISU 間の協力関係の強化について言及された。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む) 日本は世界におけるクラスター弾対策の取組を推進していく考えであり、かかる方向性の下、毎年開催されるクラスター弾に関する条約締約国会議や5年に一度開催される検討会議に出席し、クラスター弾対策に係る国際的な議論に積極的に参加している。2019 年9月には、ジュネーブにおいて第9回締約国会議が開催され、日本は、クラスター弾を含む不発弾対策における日本の協力について、不発弾除去、被害者支援、危険回避教育等の具体的な例を

挙げて、日本の取組を積極的にアピールした。日本の不発弾対策支援に関して、被援助国を始めとする各国政府、国連等から高い評価の声が寄せられた。

また、毎年、世界各地において開発協力援助の枠組みで対人地雷・クラスター弾対策案件の支援を行っており、令和2年度においては、計 21 か国・地域において、総額約 42.8 億円の支援を行った。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2020 年5月 (日本の 2019 年度拠出分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	本件拠出金は 2019 年度から拠出を開始したもの。
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年5月頃(日本の 2020 年度拠出分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
ISU が当該年の活動目標、実際に行った活動及び費用等を纏めた決算報告書を作成。スイスの監査会社である MAZARS が監査を実施し、決算報告書の内容はスイスの法律を遵守していると結論。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
毎年の条約関連会合(締約国会議・検討会議)において、ISU の機構、運営方法について議論を行う時間が割り当てられており、ISU の機能強化及び効率的な運営のあり方については毎年、議論を行っている。ISU の計画及び暫定的な予算案については、向こう5年間における計画案が作成され、締約国によってそれが採択されることを通じて、ISU の透明性強化及び運営の安定性強化に貢献している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	
日本は、毎年の締約国会議・5年に1度の検討会議において、ISU の財政規律及び予算効率化の観点から積極的に議論に参加している。	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019

-	-	-	-	-	-	2.5
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
-	-	-	-	-	-	2.5
備考	定員は 2.5 人であり、事務局長を含む2名のフルタイム勤務職員に加え、パートタイム勤務の職員を「0.5 名」とカウントしている。(定員数が少ないのは、ISU の活動経費が締約国からの任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果である。)					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
備考	ISU は、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1 相当以上)のポストが存在しない。					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする場合)合理的理由						
本件拠出金を活動経費としている ISU は、全職員数が少なく(全職員 2.5、日本人 0)、かつ、日本人職員増強のてこに馴染まないため。						